

発言したことについて、「私も殺菌も含めると規制が広範囲になってしまおうと思った。」⑤取調べを受けていたD氏から、『警察の取調べで、滅菌・殺菌の解釈について聞いた。解釈の内容は、かなり高度なことを言っている』旨のメールが来た。」とのC氏の発言のほか、H警部補が、規制対象について「高度な殺菌」という概念を使うC氏に対し、「殺菌」の解釈は、微生物の伝染能力、感染力を破壊することであり、それがイコール高度な殺菌とはならない旨説明したとのやり取り等が記載されている。他方、C氏の取調べメモにおいて、殺菌ができるとの発言等は確認できるものの、これらの発言にいう殺菌の意味するのは記載上明らかではなく、本件各噴霧乾燥器の装置内部で特定の細菌を全て死滅させることができるか否かについて発言した記載や、C氏が殺菌について捜査機関解釈の説明を受けるなどしたことを示す記載も存在せず、H警部補がC氏に対し、上記の説明をしたこと以上に「殺菌」の解釈を説明した旨の記載はない。

C氏は、取調べに際し、自分としては、CIP機能付きの噴霧乾燥器に限り規制要件に該当すると思っており、乾熱殺菌という発想は一切なかったとか、経産省と連携して輸管理規制の運用支援を行う機関であるCISTIC（一般財団法人安全保障貿易センター）発行の「輸管理品目ガイドンス」に従って非該当と判断した旨供述した。しかし、H警部補は、経産省からは乾熱を含むあらゆる方法が考えられると示されており、法人Aでは該当非該当の明確な線引きがなかったのだから、C氏の上記説明は、客観的事実やC氏ないし法人Aの言動と矛盾しているなどとして、C氏の供述を受け付けず、あえて供述書に記載することをしなかった。

(ト) 当時の取調べの方針としては、C氏の供述を軸に、B氏及びD氏との共謀関係を説明することとされており、各取調官にはG警部から、立件のために聴取して欲しい事項が細かく伝えられていた。

(ナ) H警部補は、令和2年3月11日、C氏を逮捕後、同人の弁解録取（刑事訴訟法第203条第1項。以下「本件弁解録取」という。）を行った。

H警部補は、本件弁解録取時、「B氏とD氏から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき」（本件記載箇所）との記載がある本件弁解録取書1を事前に作成し、それをC氏に示した。

C氏は、H警部補に対し、本件記載箇所を削除し、「ガイドンスに従って、許

可の申請の要らないものと考え輸出した」との文言に修正するよう求めた。C氏の要請を受けたH警部補は、本件記載箇所を削除、修正することに同意し、ペンソンのキーボードをたいて編集しているような動作をし、C氏の要請どおり修正したように装った。H警部補は、本件記載箇所をC氏が要求した修正内容と異なり、社長らと共謀して無許可で輸出したという趣旨の内容に書き換え、その内容で作成した本件弁解録取書2を印刷した。H警部補は、本件弁解録取書2をC氏に示し、署名指印を求めた。C氏は、本件記載箇所に要請した修正が行われているかを確認することなく、本件弁解録取書2に署名指印したところ、修正を要請した本件記載箇所が、C氏の求めた修正内容とは異なる内容に修正されていることに気付き、H警部補に強く抗議した。

H警部補は、C氏から抗議を受け、当初の文言から本件記載箇所を削除した本件弁解録取書3を改めて作成した。C氏は、本件弁解録取書3に署名指印した。

(三) 本件高裁判決における判示内容
捜査機関解釈について、本件高裁判決では次の内容が判示されている。

a 上記捜査機関解釈がおよそ不合理とまではいえないが、上記経緯を踏まえると、これは本件各逮捕が合理性を有していたかどうかの判断に影響を与える重要な事情であるというべきである。

b 本件要件への解釈について合理性を欠く解釈を採り、これについて経産省の担当課の部署からその問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することなくこれを前提として逮捕に踏み切った点において、犯罪の嫌疑の成立に係る判断に基本的な問題があったものというべきである。

c 本件捜査の端緒とされる平成29年3月頃から第1逮捕がされた令和2年3月まで約3年の長期間に及び、関係者の任意の取調べが開始された平成30年12月からみても約1年3か月を要しており、捜査方針を再考する機会が十分にあったと考えられる。

(ヌ) 検証報告書における記載内容
令和7年8月7日警視庁作成の検証報告書では、本来あるべき行動として次の内容が記載されている。

a 法令解釈に関する議論を継続する中で、立件に向けて捜査を進めることの

適否について慎重な検討がなされるべきであった。

ｂ 捜査機関解釈は、公安部長指揮事件である本件において、外為法違反の成否を左右する重要不可欠な要素であったのであるから、その検討は、本件捜査の最高責任者である公安部長ら幹部が関与して行われるべきであった。

ｃ 温度測定実験に関する消極要素の精査が徹底されていないという問題点もあつたことも踏まえて考えれば、捜査機関解釈を前提として本件で3人の方々を逮捕したことは、「逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならぬ。」とする逮捕権運用に関する基本的考え方に則っていないかたものと言わざるを得ない。

ｄ 弁解録取手続においては、捜査員が心得ておく基本事項として、その場で被疑者の弁解を聞き、その内容を弁解録取書に記載しなければならないとされている。

(3) 論点①(外為法違反を理由とする逮捕について)

ア 捜査機関解釈に基づき逮捕を行ったことについてF警視及びG警部に重過失があつたか

(ア) F警視及びG警部の職務上の立場

G警部は捜査主任官に指名されており、F警視は本件捜査に従事する捜査員を指揮監督し、捜査班の運営を管理する立場にあつた。また、犯罪捜査規範において、捜査主任官は、捜査方針を立てること、捜査員に対し捜査の状況に関する報告を求めるととされている。捜査方針を立て、またはこれに検討を加えるため必要があると認められるときは、随時捜査会議を開き、なるべく多くの者の意見を聞くように努めなければならないとされている。

逮捕権運用に当たっては、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならないとされている。

令状又は逮捕状の請求に際しては、警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならないとされている。

このことからすると、F警視及びG警部は、公安部長の指揮を受けながら、適正に捜査を進めていく必要があつた。

(イ) F警視及びG警部の行為態様

F警視及びG警部は平成30年2月2日までの経産省打合状況を把握しており、同省が捜査機関解釈に否定的であつたことを認識していたと認められる。また、経産省が警視庁の捜索差押えを容認する姿勢を見せた平成30年2月8日の打合せでは、同省は、捜索差押えの限度で容認すること等の見解を示しており、F警視とG警部はこの打合せに参加しており、協議内容について了知していたものと認められる。平成30年8月10日の経産省からの捜査関係事項照会回答があつた後の公安部長等四役報告資料(同年9月20日)では、経産省との協議経過の報告はなく、「同省から『本件貨物は規制に該当すると思われる』旨の回答を得た。」との結果のみが報告されており、経産省との協議経過や同省の回答が捜索差押えの限りのものであることについては報告されていなかった。

捜索差押え後、また、逮捕状の請求までの公安部長等四役に対する報告については、F警視又はG警部から経過が報告されているものの、経産省との協議経過や最低温箇所に関する関係者の供述といった消極要素については報告されていなかった。

このことにつき、G警部は逮捕当時の外事第一課長については、積極的に同課長と事件の検討をしなかったと自ら述べている。

さらに、経産省との打合せの経過から、捜索差押えの限度での回答であつたことを踏まえれば、捜索差押え後に同省と改めて再協議することも考えられるが、公安部が同省と再協議を行ったことも認められない。

これらのことについては、F警視及びG警部がその職責を怠っていたものと考えられ、警視庁も検証報告書において、適切な捜査がなされなかったことを認めているところである。

F警視及びG警部は、当初否定的であつた経産省の見解が平成30年2月8日には捜索差押えの限度で容認する姿勢に転じたという同省との協議経過を把握していたにもかかわらず、当該経過やその趣旨を踏まえた検討を十分に行わないまま約2年後の令和2年3月11日に逮捕をするに至っている。この点は、課長代理及び捜査主任官として、捜査を慎重かつ適正に進めるべき職責に照らし、看過し難い問題があり、厳しい評価を免れない。

もつとも、本件高裁判決は、捜査機関解釈について「およそ不合理とまではいえない」と判示しており、当該解釈が、明白な誤りであつたとまではいえない

い。また、経産省は、平成30年2月8日に捜索差押えの限度で本件捜査に一定の理解を示しており、さらに、同年8月10日には、添付資料の内容を前提とすれば、噴霧乾燥器（RL-5型）は規制対象貨物に該当すると思われる旨の回答をしている。

これらの事情を踏まえると、輸出管理規制を所掌する経産省から規制対象貨物に該当すると思われる旨の回答がされている当時の状況において、F警視及びG警部が、わずかな注意さえ払えば、捜査機関解釈を採用することが誤りであり、当該解釈を前提とした逮捕が違法となることをたやすく予見し、逮捕に至らない判断を採ることができたというに足りる客観的証拠は監査においても認められず、このように評価することは困難であるといわざるを得ない。

(ウ) 小括

以上から、捜査機関解釈の合理性を再考することなく逮捕まで踏み切ったことについて、F警視及びG警部に重過失があったとまではいえない。

イ 最低温箇所の追加捜査不実施についてF警視及びG警部に重過失があったか

(ア) F警視及びG警部の職務上の立場

前記認定事実によると、犯罪捜査規範において、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構えとして、捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を通信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努め、捜査を合理的に進めること、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めること、自己の能力を過信して独断に陥ることなく、上司から命ぜられた事項を忠実に実行し、常に警察規律を正しくし、協力一致して事案に臨まなければならないことが定められている。特に、G警部については、犯罪捜査規範において、捜査主任官として、捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること、また、すべての資料を総合的に検討し、合理的に判断して、捜査方針を立てることが職務として定められており、F警視については、警視庁本部処務規程において、課長代理として、係の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督することとされている。この点、F警視は第五係のみを所管していたため、同係の捜査情報はF警視及びG警部に報告・集約される状態にあり、実質的な捜査指揮はF警視及びG警部が行っていたものと認められる。

また、前記認定事実によると、F警視及びG警部は、噴霧乾燥器（RL-5型）の最低温箇所は排気口であると考えた上で、平成29年9月から同年12月にかけて温度測定実験を3回行っていたものの、平成30年3月12日に法人Aの同業他社に対して一般的な噴霧乾燥器の図面を示してヒアリングを行った結果、排気口以外にもバグフィルム下部などが低温箇所になる可能性がある旨を聴取したこと、F警視及びG警部は、当該聴取内容が事実とした場合、バグフィルム下部などの温度が110℃に達しなければ、捜査機関解釈による殺菌が可能と疎明できないと考え、外事第一課長と検討を行ったこと、同月から7月にかけて、バグフィルム下部を測定箇所を含めて最低温箇所の特定に向けた温度測定実験を4回行い、バグフィルム下部を最低温箇所として特定し、その温度が110℃に達したことを確認したことが認められる。

このように、F警視及びG警部は、最低温箇所の特定が犯罪構成要件該当性に関わる重要な点であることについて、捜査実務者として通常求められる認識を有していたといえる上に、平成30年3月から同年7月にかけて最低温箇所の特定に向けた実験を繰り返していたことからすると、捜査指揮を行う立場として、最低温箇所の特定に疑義が生じた場合にとるべき対応について正確に理解していたといえる。

(イ) F警視及びG警部の行為態様

前記認定事実によると、平成30年12月11日から開始した法人Aの従業員に対する任意取調べにおいて、同月14日にはN氏が、同月25日にはO氏及びP氏が、さらに平成31年1月頃にはD氏が、噴霧乾燥器内には袋小路になっていて熱風が行き渡らず温度が上がらない箇所がある旨を供述していることが認められる。当該供述を行った従業員等は自社製品である噴霧乾燥器の構造を詳しく把握している者であり、当該従業員等から指摘された箇所には、測定口など、それまでの温度測定実験では測定していない箇所が含まれていた。F警視及びG警部は、上記従業員等からの指摘について、取調官からの報告又は取調べメモの共有を受けることにより報告を受け、把握していたことが認められる。

また、上記(ア)のとおり、F警視及びG警部は平成30年12月の任意取調べ開始時点において最低温箇所の特定のために法人Aに対する聞き取りではなく、その同業他社に対する聞き取りしか行っていなかった上に、その聞き取

りも噴霧乾燥器（RL-5型）の図面を示したのではなく、一般的な噴霧乾燥器の図面を示して行ったにすぎないことが認められる。

このような当時の状況に加え、上記（ア）のとおりF警視及びG警部が有していた認識や理解からすれば、F警視及びG警部は、自社製品である噴霧乾燥器の構造に精通している法人Aの従業員等から、従来の温度測定実験では測定していなかった箇所について、温度が上がらない旨の供述がなされたことを把握した時点において、指摘のあった箇所について追加捜査を実施して温度測定実験をすれば温度が上がらない結果が出ることもあるいはその疑いがあること、温度が上がらないのであれば捜査機関解釈によると犯罪構成要件に該当しなくなり、逮捕を行う合理的根拠が客観的に欠如することを容易に予見できたといえる。さらに、上記法人Aの従業員等の供述が最低温箇所の特定という犯罪構成要件該当性に関わる重要な点であることからすると、F警視及びG警部は、上記法人Aの従業員等の供述について外事第一課長以上の幹部に報告し、捜査方針を修正すべきか指揮伺いをすれば、それが最低温箇所に当たらないかを確認するよう命ぜられることを容易に予見できたといえる。

それにもかかわらず、F警視及びG警部は、法人Aの従業員等から温度が上がらない箇所についての供述がなされたことを把握した時点において、関係者への聞き取りや再度の温度測定実験といった追加捜査を行わず、また、その供述を外事第一課長以上の幹部に報告することもなかった。

さらに、M警部補は、法人Aの従業員等から温度が上がらない箇所についての供述が見られる状況から、F警視及びG警部に對し、追加の実験を行う方が相当ではないかとの意見具申をしたが、F警視及びG警部は、温度が上がりたくいと指摘された箇所につき改めて温度測定実験等を行う必要はないと判断し、追加の実験をしなかったことが認められる。

また、F警視及びG警部は、法人Aの従業員等から指摘のなされた後の令和元年5月に噴霧乾燥器（L-8i型）の実験をする機会があり、当該機器は噴霧乾燥器（RL-5型）と同様に、法人Aの従業員等から温度が上がらないと指摘のなされた測定口を有する構造であったにもかかわらず、当該実験の測定箇所として測定口を含めなかったことが認められる。

なお、F警視及びG警部において、これらの対応を行うことが困難だったという特段の事情も認められない。

以上によれば、F警視及びG警部は、法人Aの従業員等から温度が上がらない旨の供述がなされたことを把握した時点で、違法な逮捕に至る結果を容易に予見できたにもかかわらず、追加捜査や外事第一課長以上の幹部に対する報告を実施せず、M警部補からの意見具申に對して改めて温度測定実験を行う必要はないと判断し、従前の捜査方針を漫然と維持し、法人Aの従業員等からの供述に基づく測定口等の追加測定を実施する機会があったのにその機会を活用しなかったのである。すなわち、F警視及びG警部は、通常要求される捜査を遂行しなかったものと認められる。

このようなF警視及びG警部の行為態様は、違法な逮捕という違法有害な結果を、わずかな注意を払えばたやすく予見することができたにもかかわらず、これを漫然と見すごしたものであり、課長代理又は捜査主任官の職責に照らし、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態にあったと評価するのが相当である。

(ウ) 小括

以上からすれば、F警視及びG警部は、最低温箇所の追加捜査を実施しないうまま逮捕を行ったことについて重過失があったといえる。

ウ 論点①の小括

以上を踏まえると、F警視及びG警部は、外為法違反を理由とする本件各逮捕に際し、捜査機関解釈の合理性を再考しなかった点においては重過失が認められないものの、最低温箇所の追加捜査を実施しなかった点において重過失が認められる。したがって、外為法違反を理由とする逮捕について、F警視及びG警部には重過失があったといえる。

(4) 論点②（C氏に対する取調べ及び弁解録取について）

ア C氏に対する取調べ及び弁解録取についてH警部補に故意があったか
 (ア) H警部補の職務上の立場

前記認定事実によると、犯罪捜査規範において、取調べに当たっては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容のみにとらわれることなく、あくまで真実の発見を目標として行わなければならないこと、冷静を保ち、感情にはしることなく、被疑者の利益となるべき事情をも明らかにするように努めなければならないこと、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真实性を失わせるおそれのある方法を用いては

ならないことが定められている。また、弁解録取手続について、捜査員が心得ておく基本事項として、その場で被疑者の弁解を聞き、その内容を弁解録取書に記載しなければならないこととされている。

これらのことからすると、H警部補は、C氏に対する取調べ及び弁解録取を担当する捜査員として、上司であるF警視やG警部の命を受け、取調べにおいては、相手方の認識を客観証拠と照合しつつ丁寧に説明し、相手方が弁解を述べるのであれば、内容の合理性等を検討し、相手方との十分なやり取りを経て、供述調書を作成すること、弁解録取においては、その場で被疑者の弁解を聞き、その内容を弁解録取書に記載することが職務上求められていた。

(イ) H警部補を取り巻く状況

前記認定事実によると、当時の取調べの方針として、F警視やG警部が事件検挙を第一の目標として立件に向け積極方向で捜査を進める中、C氏の供述を軸に、B氏及びD氏との共謀関係を説明することとされており、H警部補は、G警部から立件のために聴取して欲しい事項が伝えられているとともに頼りにされていた。当時のH警部補には、捜査機関側の見立てに沿った供述を得ることへの期待が強くあったことがうかがわれる。

(ウ) H警部補の行為態様

前記認定事実によれば、C氏に対する取調べは合計39回にわたり行われたものの、そのいずれの取調べメモ及び供述調書においても、H警部補が公安部の「殺菌」の解釈を説明したことを示す記載はなく、むしろ取調べメモには、C氏が公安部の「殺菌」の解釈とは異なる理解を一貫して示していることが記載されている。にもかかわらず、H警部補は、C氏が本件要件への「殺菌」の意味をどのように認識しているか確認したり、公安部の「殺菌」の解釈について説明したりせず、C氏に本件要件への「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上で、C氏が、自分としては、CIP機能付きの噴霧乾燥器に限り規制対象に該当すると思っており、乾熱殺菌という発想は一切なかったとか、ガイダンスに従って非該当と判断した旨供述した内容をあえて供述調書に記載せず、本件各噴霧乾燥器が本件要件への「殺菌」性能を有していることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたと認められる。このような取調べは、犯罪成否のポイントとなる本件要件への解釈について偽計的な説明をした結果、明確に理由を付して犯罪の故意を否定する趣旨を述べていたC氏の供述について、

その重要な弁解を封じて調書に記載せず、かえって犯罪事実を認めるかのような供述内容に誘導したものである。

また、前記認定事実によれば、H警部補は、C氏に対する弁解録取において、C氏の指摘に沿った修正をしたように装い、実際にはC氏が発言していない内容を記載した弁解録取書を作成し、C氏に署名指印させたものと認められる。このような弁解録取は、偽計的な方法を用いて、C氏が了解していないばかりか、その真意と異なる捜査機関側の見立てに沿った内容の記載をした弁解録取書に署名指印をさせたものといえる。

上記のようなH警部補の行為態様は、捜査機関側の見立てに沿った供述を得るべく、偽計的な方法を用いて、取調べ及び弁解録取をしたものであり、C氏の自由な意思決定を阻害することを認識しつつ、あえて違法な取調べ及び弁解録取を行ったものであると評価するのが相当である。

(エ) 小括

以上からすれば、H警部補は、違法な取調べ及び弁解録取を行ったことについて、故意があったといえる。

イ C氏に対する取調べ及び弁解録取についてF警視及びG警部に重過失があったか

(ア) F警視及びG警部の職務上の立場

前記認定事実によると、F警視は課長代理であり、取調べを含む捜査の適正確保全般について、部下職員の指揮監督に当たるべき立場にあった。また、G警部は捜査主任官であり、犯罪捜査規範において「被疑者の取調べその他の捜査の適正な遂行(中略)について捜査員に対する指導教養を行うこと」がその職務として定められている。F警視及びG警部は、捜査員による取調べの適正確保について日頃から指導をすることともに、本件捜査において実際に取調べの適正が確保されているかについて監督する責務があった。

(イ) F警視及びG警部の行為態様

前記認定事実によると、G警部が各取調べ官に対して立件のために聴取して欲しい事項を細かく指示していた。しかし、F警視及びG警部は、H警部補が他部門で豊富な捜査経験を有して取調べに長けているものと考えていたことから、H警部補の取調べ等の過程に十分な注意を払っておらず、取調べ等の適正確保に関する指導を怠っていたものと認められる。

この点については、結果的にH警部補による違法な取調べ及び弁解録取が行われていたことに照らすと、F警視及びG警部の監督体制に重大な問題があったことは否定できず、管理監督者としての責任が問われるべき事情が存在することは否定し難い。

しかしながら、監査をした限りにおいては、F警視及びG警部が、H警部補が偽計的手法を用いた違法な取調べ及び弁解録取を行うに至ることを、わずかな注意を払えば、たやすく予見できたといえることを基礎づける客観的証拠までは認められなかった。

(ウ) 小括

以上からすれば、F警視及びG警部の指導監督の在り方については、結果的に十分であったとはいい難い面があるものの、C氏に対する取調べ及び弁解録取について適切な指導を怠っていたことについて、F警視及びG警部に重過失があったとまではいえない。

4 結論

F警視、G警部及びH警部補は、本件捜査について、上記のとおり故意又は重過失があったと認められ、その限りで本件請求には理由があるから、法第242条第5項に基づき、次に掲げる措置を講じることが必要である。

監査対象局は、令和8年4月15日までに、本件高裁判決が確定したことにより都が支払った賠償金について、F警視、G警部及びH警部補に対し、必要な検討を行った上で、求償権を行使すること。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

